

一般社団法人日本パラアイスホッケー協会
クラブチームの登録に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本パラアイスホッケー協会（以下「本協会」という。）におけるクラブチーム（以下「チーム」という。）登録に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(チームの登録)

第2条 本協会に登録しようとするチームは、本協会所定の様式でチーム名、代表者名、代表者のメールアドレス、スタッフ及び選手の情報を提出し、本協会理事会及び各クラブチームの承認を得なければならない。

2 チームの登録は、前項の手続きが完了した時点においてなされたものとする。

(登録チームの権利)

第3条 本協会に登録されたチーム（以下「登録チーム」という。）は、次の各号に掲げる権利を有する。

- (1) 本協会または各チームが主催する大会・試合などに参加すること
- (2) 本協会または各チームが主催する事業に参画すること

(登録チームの義務)

第4条 登録チームは、次の各号に掲げる義務を負う。

- (1) 毎年2月末日までに、本協会へ登録会員の名簿を提出する
 - (2) 会員用にスポーツ保険に加入する
 - (3) 試合または練習を実施するに際し、選手の年齢、性別、体力、競技能力、体調等に十分配慮して、選手の安全確保に努めること
- 2 登録チームは、公益財団法人日本アイスホッケー連盟の資格を有するレフェリーを1名以上養成するよう努力しなければならない。
- 3 既に他のチームにおいて登録されている選手を重ねて自己のチームに登録することはできない。
- 4 チーム間での登録選手の異動に際しては、本協会に速やかに情報を提供し、本協会及び各チームの承認を得なければならない。

(登録の抹消)

第5条 チームの登録は、以下の各号の事由が指示された場合に抹消される。

- (1) 登録チームから登録抹消の申出があったとき
- (2) チームが解散したとき
- (3) 理事会で登録抹消の決定が確定したとき

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議とする。

附則

1. 本規程は2020年6月1日から施行する。